

第8章

障害福祉課 事業概要

第1節 障害者福祉対策

1 第4次青森県障害者計画の推進

計画の位置付け

- 障害者基本法（第11条）に基づき、国の障害者基本計画を基本として県が定める計画
- 本県の障害者施策を推進するための基本的指針となる総合的な計画

計画の概要

(1) 基本理念

【住み慣れた地域で、障害のある人もない人も分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し、ともに暮らせる共生社会づくりをめざす】

(3) 各分野に共通する横断的視点

- 合理的配慮への理解促進
- 心のバリアフリーへの理解促進
- さまざまな場面での機会の確保

(2) 計画期間

令和5年度～令和8年度（4年間）

(4) 推進体制

進捗状況の管理・評価
障害者施策推進協議会による実施状況の評価

施策の柱（分野別）

1. 障害・障害者への理解促進と共生

障害・障害者への理解促進、広報・啓発

5. 教育の充実

特別支援教育の充実、理解・啓発の推進、教員の資質の向上

2. 生活支援の充実

利用者本位の生活支援体制の整備、障害者の権利擁護の推進、
障害福祉サービスの充実、地域生活支援サービスの充実 等

6. 雇用・就業の促進

雇用の促進と職場定着、障害者の職業能力開発の推進、
一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

3. 生活環境の充実

ユニバーサルデザインの普及と福祉のまちづくりの推進 等

7. 情報バリアフリー化と多様な他者とのコミュニケーションの推進

4. 保健・医療の充実

精神保健福祉対策等の推進、障害のある子どもなどの支援 等

8. スポーツ・文化・芸術活動への参加

スポーツ活動・文化・芸術活動への参加機会の拡大

2 青森県障害福祉サービス実施計画（第6期計画）の推進

計画の概要

(1) 計画の位置づけ

- 障害者総合支援法第89条第1項に基づく都道府県障害福祉計画及び児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく都道府県障害児福祉計画
- 第3次青森県障害者計画の「生活支援の充実」に掲げる障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の実施計画

(3) 基本理念

【障害者が、住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる青森県をめざします】

(4) 基本的目標

- ① 障害者がその人らしく自立できるようニーズに合った障害福祉サービスの充実及び質の向上
- ② 障害者支援施設及び精神科病院から住み慣れた地域への移行の推進
- ③ 障害者が自立し安心した生活を送るため福祉施設から一般就労への移行の推進
- ④ 障害のある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられる障害児支援の提供体制の整備
- ⑤ 障害者が安心した生活を送るための相談支援体制の充実と専門性の高い人材の確保

計画でめざす主な内容

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標	R元	R5
拠点等の整備箇所数	1か所	6か所



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標	R元	R5
福祉施設から一般就労への移行者数	130人	166人
就労定着支援事業の利用率	14.6%	70%
就労定着支援事業所の就労定着率 8割以上の事業所の割合	—	70%

(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行

成果目標	R元	R5
施設入所者の地域移行の人数	—	189人
施設入所者数	2,412人	2,358人

※障害者の地域生活を支援するため、相談・福祉サービス体験利用・緊急時対応などの機能を集約化したもの

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標	R5
児童発達支援センターの設置	各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	各市町村又は圏域において体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保

※国の基本指針における算定式での基準年を用いるため、H26としている。

3 障害者差別解消への対応

障害者差別解消法

法の概要

- 平成28年4月1日、障害者差別解消法が施行。
 - 国及び地方公共団体等の行政機関と事業者に対して、「不当な差別の取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられた。
 - 「不当な差別の取扱いの禁止」は、行政機関も事業者も法的義務、「合理的配慮の提供」は、行政機関は法的義務、事業者は努力義務。
- ※ 令和3年6月4日、過重な負担がない範囲での「合理的配慮の提供」を事業者に義務付ける改正障害者差別解消法公布。（施行日：令和6年4月1日）

定義

- 「障害者」とは、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

障害者差別解消への対応

① 職員対応要領の制定

- 県職員が障害者に対して適切な対応をするため、職員対応要領「障害のある方への配慮マニュアル」を制定（平成28年3月）
- 知事部局のほか、病院局、教育委員会、警察本部でも制定

② 相談体制・紛争防止の体制整備

- 障害者やその家族等からの相談に的確に応じるため、障害者差別解消相談窓口を「青森県身体障害者福祉センターねむのき会館」に設置（平成28年4月）
- 相談等（問合せ等も含む）の件数 22件（令和4年度）

③ 障害者差別解消支援地域協議会の設置

- 地域における関係機関が相談事例等の共有・協議を通じて、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、青森県障害者差別解消支援地域協議会を設置

④ 県民への啓発

- 県のホームページ（常時）
- 県広報ラジオ（月1回）
- 障害者団体が開催する会議や県民の集会等に直接出向く出前トークなどの場において、法の趣旨等の説明（随時）

3

4 障害者虐待への対応

障害者虐待防止法

法の概要

- 平成24年10月1日、障害者虐待防止法が施行。
- 市町村は「障害者虐待防止センター」として、養護者や障害者福祉施設従事者による虐待通報の受理、養護者等への相談対応等を行う。
- 県は「障害者権利擁護センター」として、使用者虐待の通報の受理、市町村への助言・援助等を行う。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の5つ。

障害者虐待への対応

件数は令和3年度の状況

養護者による障害者虐待	
通報等	0件
県	0件
市町村	認定19件
よる措置に	19件
53件	
・ 障害者虐待の種別	
身体的虐待	14件
性的虐待	0件
心理的虐待	4件
放棄・放置	0件
経済的虐待	1件
・ 措置の内容	
分離	6件
指導・助言など	13件

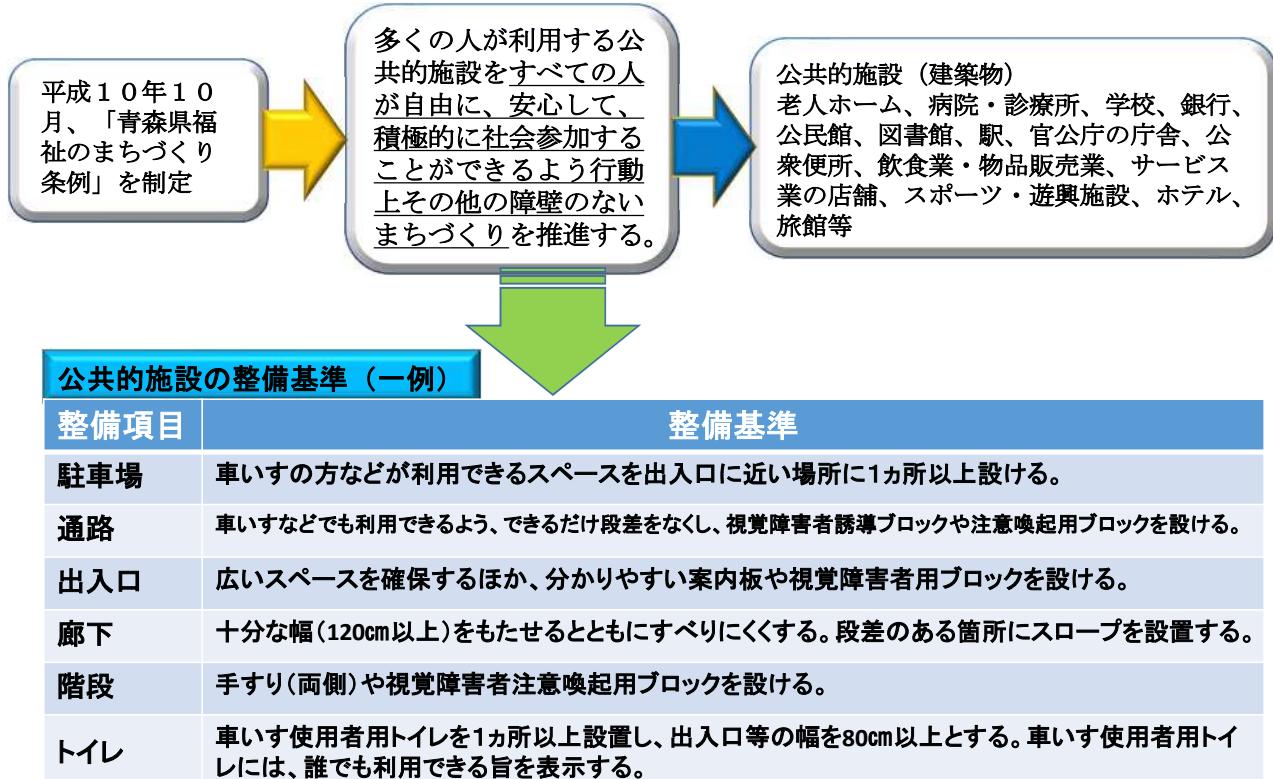
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	
通報等	26件
市町村	認定9件
県	合計認定9件
行政処分	9件
0件	
・ 障害者虐待の種別	
身体的虐待	3件
性的虐待	2件
心理的虐待	6件
放棄・放置	0件
経済的虐待	2件
・ 虐待のあった施設等の種別	
就労継続支援事業所	4件
共同生活援助	3件
その他	2件

使用者による障害者虐待 ※	
市町村	認定0件
県	認定0件
労働局	

※ 使用者による虐待について
企業等の事業者が雇用している障害者に対して
行った虐待については、市町村・県は虐待の事実確認を行い、虐待と認められた場合は労働局に報告する。

※ 虐待種別が重複するため合計は認定件数と一致しない場合がある。

5 福祉のまちづくりの概要



6 障害者スポーツの振興

青森県障害者スポーツ大会

- 令和4年8月から9月にかけて開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

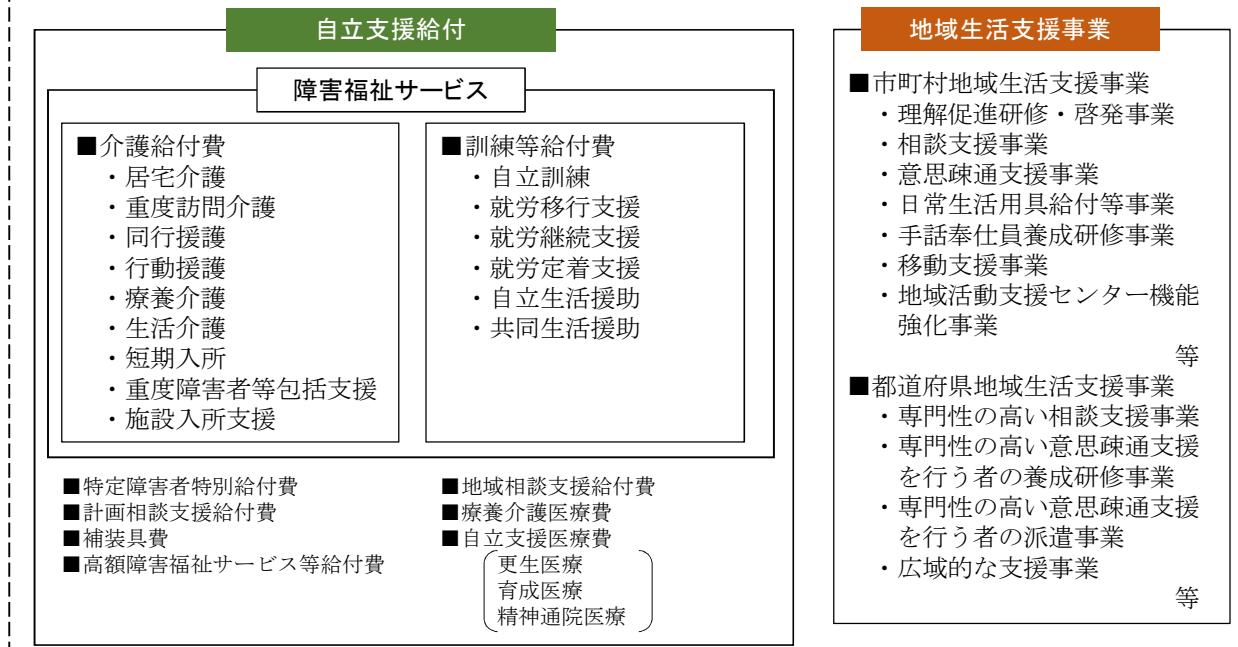
全国障害者スポーツ大会

- 令和4年度は、第22回全国障害者スポーツ大会の北海道・東北予選会へ選手を派遣
 - 車いすバスケットボール
 - 聴覚障害者バレーボール
 - 知的障害者バレーボール
 - 精神障害者バレーボール
- 栃木県で行われた全国大会（10月29日～31日）～72人の選手団を派遣

7 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

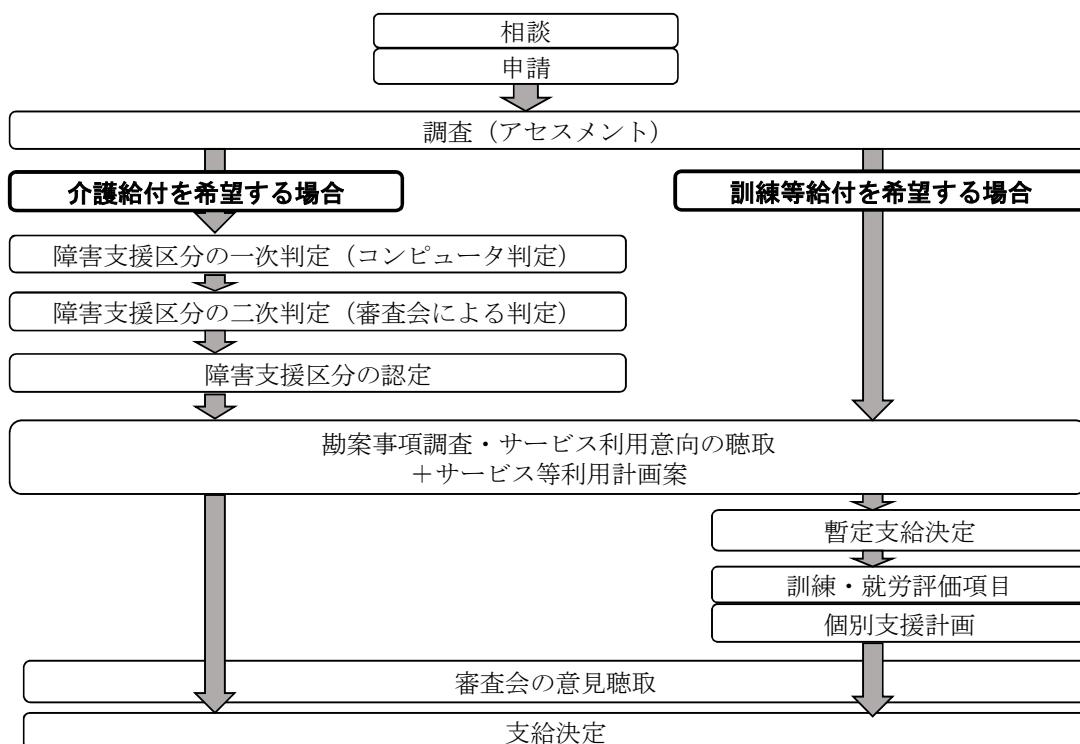
障害者総合支援法による支援内容

障害者総合支援法によるサービスの全体像は以下のとおりとなっている。



障害福祉サービス利用の手続き

障害福祉サービスの利用を希望する場合は市町村に申請し支給決定を受ける必要がある。利用の申請から支給決定までの手続きは以下のとおりとなっている。

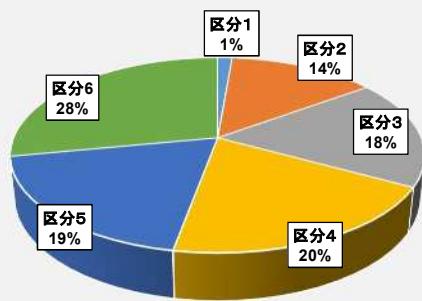


(1) 障害支援区分認定の実施状況等

障害支援区分の認定に当たっては、各圏域に市町村審査会が設置されており、同審査会において、障害支援区分の審査及び判定を行っている。

市町村においては、同審査会による審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービスの利用を決定している。

障害福祉サービス利用者全体に占める
障害支援区分ごとの割合(令和5年3月末)

**(2) 障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会**

県及び市町村が行った介護給付費等の処分に係る審査請求を審理するため、「青森県障害者介護給付費等不服審査会」及び「青森県障害児通所給付費等不服審査会」を県に設置している。

[設置年月日] (障害者介護給付費等不服審査会) 平成18年6月8日
(障害児通所給付費等不服審査会) 平成28年11月15日

[委員数] 各審査会 5名以内
(障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者で構成。) 9

(3) 障害福祉サービス事業所等の指定状況等

障害者総合支援法の施行により、平成24年度から、身体障害、知的障害、精神障害の三障害共通の仕組みで障害福祉サービス事業所等によるサービスが提供されている。

県では、青森市及び八戸市を除く地域において事業を実施する事業所等を所管し、指定等を行っている。(青森市及び八戸市において事業を実施する事業所等については、各市が所管し、指定等を行っている。)

県が所管する障害福祉サービス等の事業所数は、令和5年4月1日現在で、
○居宅介護、重度訪問介護等の介護給付を行う事業所が688事業所
○自立訓練、就労移行支援等の訓練等給付を行う事業所が372事業所
○地域移行支援、地域定着支援の相談支援を行う事業所が80事業所
であり、合計で1,140事業所となっている。

(4) 自立支援医療(更生医療)の給付

- 日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るために、身体上の障害を除去又は軽減することを目的としている。
- 令和4年度は、延べ56,583件、2,566,634千円を給付した。

(5) 据装具の給付

- 身体障害者(児)の身体の欠損、機能の損傷を補い、日常生活又は就業活動を容易にするための、義肢、車いす、補聴器、装具等を給付する。
- 令和4年度は、延べ3,829件、413,657千円を給付した。

(6) 障害福祉サービス事業者等に対する指導等の状況

障害福祉サービス利用者の利益保護、障害福祉サービス事業者運営の適正化を図る観点から、令和4年において、58事業所を対象として実地指導を実施した。なお、全事業所を対象とした集団指導は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合形式での開催を中止し、書面開催（ホームページへの資料掲載）とした。

また、市町村の障害者自立支援給付費等事務が適正かつ円滑に行われるよう、20市町村を対象として実地指導を実施した。

(7) 障害者自立支援給付費負担金

障害者総合支援法に基づき、障害児者を対象に市町村が支給する介護給付費及び訓練等給付費等に要する費用の25%（法定負担率）を負担している。

令和4年度の実績は、8,447,173千円である。

<内訳>

・障害福祉サービス費等	8,235,109千円
・相談支援給付費等	143,176千円
・療養介護医療費等	67,565千円
・高額障害福祉サービス等給付費	974千円
・やむを得ない事由による措置	349千円

8 児童福祉法**児童福祉法による支援内容**

平成24年4月から障害児の給付の根拠法が居宅サービスを除いて児童福祉法に一元化され、障害児通所給付費、障害児入所給付費、障害児相談支援給付費等が位置づけられた。

児童福祉法による給付**■障害児通所給付費**

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

■高額障害児通所給付費**■障害児相談支援給付費****■障害児入所給付費**

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

■高額障害児入所給付費

等

(1) サービス利用児童数

障害児通所支援サービスについては市町村において利用を決定し、障害児入所支援サービスについては県において利用を決定している。

県内で令和5年3月に障害児通所支援サービスを利用した児童数は3,611人、障害児入所支援サービスを利用した児童数は122人となっている。

(2) 障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の指定状況

県では、県内で事業を実施する障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の指定等を行っている。（障害児相談支援事業所については、市町村が指定等を行っている。）

県が指定している事業所、施設数は、令和5年4月1日現在で、
 ○障害児通所支援事業所が174事業所
 ○障害児入所施設が12施設
 となっている。

(3) 障害児通所給付費、障害児入所給付費等負担金

県では、児童福祉法に基づき、次のとおり負担している。

- 障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費については費用の25%
- 障害児入所給付費等については費用の50%

令和4年度の実績は、2,134,301千円である。

<内訳>

・障害児通所給付費・措置費	1,345,203千円
・障害児相談支援給付費	45,603千円
・障害児入所給付費・措置費	743,495千円

9 身体障害者福祉・知的障害者福祉の概要**(1) 身体障害児者の福祉**

身体障害者手帳の交付

概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対し都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

交付対象児者

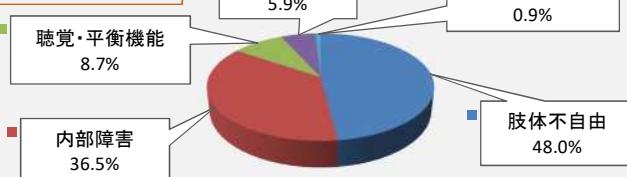
身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの（いずれも、一定以上で永続することが要件とされている）

- ・視覚障害
- ・聴覚又は平衡機能障害
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
- ・肢体不自由
- ・心臓機能障害
- ・じん臓機能障害
- ・呼吸器機能障害
- ・ぼうこう又は直腸機能障害
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- ・小腸機能障害
- ・肝臓機能障害

交付児者数

令和5年3月31日現在の県内の身体障害者手帳交付児者数は、54,174人となっている。

障害種別の構成比



身体障害者相談員の設置

- ・身体障害者の更生相談に応じ、指導を行い、福祉事務所等の関係機関への協力や地域福祉活動の中核となって援護思想の普及に努める。
- ・平成24年4月から、身体障害者相談員に係る業務は市町村に移譲。

(2) 知的障害児者の福祉

愛護（療育）手帳の交付

概要

愛護手帳（全国的には「療育手帳」）は、知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため知的障害児（者）に交付される。

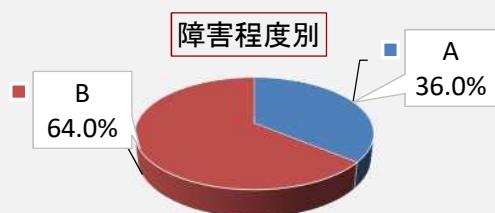
交付対象児者

愛護手帳には「A」と「B」の2つがあり、「A」が重度で「B」がそれ以外の障害の程度を表している。

知能測定値、基本的生活習慣、問題行動を総合的に判断し、重度「A」と重度以外（中軽度）「B」に分けています。

交付児者数

- ・令和5年3月31日現在の手帳交付者数は、13,713人。
- ・性別では、男61.23%、女38.77%、児者別では、児17.50%、者82.50%となっている。



障害児等療育支援事業

在宅障害者(児)の地域での生活を支援するため、県内3箇所（令和5年4月1日現在）の施設において、家庭訪問、外来、施設訪問により、次の事業を実施する。

- (1) 在宅支援訪問療育等指導事業 (令和4年度巡回相談 124件)
相談に応じて家庭訪問や地域を巡回訪問することにより、助言・指導を行う。

- (2) 在宅支援外来療育等指導事業 (令和4年度外来相談 652件)
在宅の障害児者及び保護者に対し、外来により各種の相談を受け指導を行う。

- (3) 施設支援一般指導事業 (令和4年度指導件数 55件)
障害児通園（デイサービス）事業及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し療育に関する技術の指導を行う。

知的障害者相談員の設置

- 知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者、またはその保護者の相談に応じ、指導・助言及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う。
- 平成24年4月から、知的障害者相談員に係る業務は市町村に移譲。

(3) 発達障害児者の福祉**経緯等**

・自閉症、アスペルガー症候群等の発達障害は、生まれながらの脳機能障害であり、本人、家族は、社会生活上、様々な困難を抱えている一方で、必要な支援がされにくい状況にあった。

・発達障害に関する各般の問題について、本人や家族から各種相談に応じ、関係施設・関係機関との連携強化により、総合的な支援体制を整備する地域の拠点として、平成17年に青森県発達障害者支援センターを設置し、平成28年度から県内3か所体制とした。

- 青森県発達障害者支援センターステップ（青森市）
- 青森県発達障害者支援センターわかば（五所川原市）
- 青森県発達障害者支援センターDoors（八戸市）

体制等

本人・家族

保健師
保育士等

青森県発達障害者
支援センター

電話相談

FAX、メール相談

- 来所相談
- 医療相談

- 親へのサポート支援
- 職場研修への講師派遣
- 市町村乳幼児健診のサポート
- 健診後のフォローアップ
- 保育所訪問支援等

10 その他の障害福祉制度

(1) 特別障害者手当等の給付

(1) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る。

(2) 障害児福祉手当

重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。

(3) 経過的福祉手当

重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図る。

支
給
要
件

(1) 特別障害者手当

20歳以上で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者が対象

(2) 障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の障害児が対象

(3) 経過的福祉手当

従来の福祉手当受給資格者で、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受給できない者

支給額

(1) 特別障害者手当

月額 27,980円 (R5年4月～)

(2) 障害児福祉手当

月額 15,220円 (R5年4月～)

(3) 福祉手当(経過措置分)

月額 15,220円 (R5年4月～)

(2) 重度心身障害者の医療費の助成

目的

重度障害者が安心して健康に日常生活を送るために、福祉的な措置として医療費の自己負担を軽減する。

対象者

(1) 身体障害者手帳1級、2級、内部障害3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害に限る）

(2) 愛護（療育）手帳A

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級

※65歳以上で、新たに(1)から(3)の重度障害者になった方は対象外。

負担額

(1) 市町村民税課税世帯の自己負担（1割）

自己負担上限	外来 18,000円
	入院 57,600円

(2) 市町村民税非課税世帯は自己負担なし

市町村助成額

- 市町村が行う重度心身障害者医療費助成事業に対して、県が1/2を補助する。

- 令和4年度県補助額
633,008千円

(3) 地域生活支援事業**目的**

障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障害児者の福祉の増進を図る。

事業の性格

- (1) 地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも想定できる事業
- (4) 障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

市町村地域生活支援事業

- (1) 障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業
- (2) 障害者、家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
- (3) 日常生活用具の給付・貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者の移動支援の事業等

県地域生活支援事業

- (1) 市町村では実施が困難な専門性の高い相談支援事業
- (2) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣等

(4) 心身障害者扶養共済制度

- ・将来独立して自活することが困難と認められる心身障害者（児）の経済的な保障を行う。
- ・給付額は、1口加入20,000円。2口加入40,000円。掛金は年齢によって異なる。

(5) 障害者就業・生活支援事業

- ・障害者雇用促進法に基づき、各圏域に1か所ずつ県が「障害者就業・生活支援センター」を指定。
- ・同センターに生活支援担当職員を配置し、就職や職場定着が困難な障害者に対し、就業や日常生活に必要な支援を行っている。
- ・令和4年度の対象登録者数は2,513人となっている。

令和4年度実施状況

支援内容	電話	家庭訪問	職場訪問	来所	他機関訪問	その他
延べ回数	1,739	104	1,160	557	171	319

1 1 出先機関

(1) 青森県障害者相談センター

身体障害者の更生援護のための相談及び身体障害者手帳の交付事務並びに知的障害者の福祉に関する相談及び愛護(療育)手帳の交付事務等を行う。

(2) 青森県立精神保健福祉センター

地域精神保健福祉活動を推進するために、保健所をはじめ、精神保健福祉活動に関わる各機関に対し、専門的な立場から技術指導及び援助を行う。

(3) 青森県立あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

- ・各療育福祉センターは、平成26年4月1日から肢体不自由児及び重症心身障害児者のための必要な医療・療育、福祉サービスを提供していく、診療所を併設した福祉施設に転換した。
- ・あすなろ療育福祉センターにおいては、歯科診療を提供しているほか、障害児者とその家族に対して、医療・療育・福祉サービスに関する情報提供及び相談支援をワンストップで提供する「総合相談支援センター」を設置した。

1 2 その他施設

(1) 青森県立はまなす医療療育センター

- ・主に肢体不自由児及び重症心身障害児者を対象とした施設。
- ・施設の運営を、日本赤十字社に指定管理委託している。

(2) 青森県視覚障害者情報センター

- ・点字図書等を無料で閲覧貸出しをすることを業務として、昭和44年に設置された。
- ・平成3年から青森県青森福祉庁舎(青森市石江)に移転し、施設の運営は、一般社団法人青森県視覚障害者福祉会に指定管理委託している。

(3) 青森県聴覚障害者情報センター

- ・字幕入りビデオテープの製作・貸出しや手話通訳者、要約筆記者の養成等を主な業務として、平成12年4月に青森市筒井に設置された。
- ・施設の運営は、一般社団法人青森県ろうあ協会に指定管理委託している。

(4) 青森県身体障害者福祉センター ねむのき会館

- ・身体障害者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市野尻に設置された。
- ・施設の運営は、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に指定管理委託している。

第2節 精神障害保健対策

1 精神科医療の概要

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律

(目的)

- ①精神障害者の医療及び保護を行うこと
 - ②障害者総合支援法と相まって精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行なうこと
 - ③精神障害者の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めること
- 以上の①から③によって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることとされている。

精神科医療の入院形態

入院形態	概 要
任意入院 (法第20条)	医師が入院治療を必要と認め、精神障害者本人が自らの入院に同意した場合に、入院医療を行う。
措置入院 (法第29条)	・入院させなければ、自傷他害(自身を傷つけたり他人に害を及ぼすこと)のおそれのある精神障害者を強制的に入院させ、必要な医療及び保護を行う。 ・2名以上の精神保健指定医の診断の結果、一致して措置入院が必要と判断した場合に行なうことができる。
緊急措置入院 (法第29条の2)	措置入院の要件に該当する者で、急速を要し、通常の手続きを探ることができない場合、1名の指定医の診断により行われる措置入院。入院期間は72時間以内。
医療保護入院 (法第33条第1項、第2項)	・自傷他害のおそれはないものの、医療及び保護のため入院の必要があり、家族等(配偶者、親権者等)の同意があった場合に、本人の同意を得ることなく行われる入院。
応急入院 (法第33条の7)	・急速を要し、家族等の同意を得る時間がない等の場合に、本人の同意がなくとも、指定医の診察により行われる入院。入院期間は72時間以内。

自立支援医療（精神通院医療）

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。

＜精神通院医療の範囲＞

精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院又は診療所に入院しないで行なわれる医療(通院医療)である。

症状が殆ど消失している患者であっても、軽快状態を維持し、再発を予防するためになお通院医療を続ける必要がある場合も対象となる。

＜自己負担額＞

原則1割負担だが、所得に応じ1月あたりの負担額は下記のとおりとなる。

一定所得以下(市町村民税非課税)			中間所得層		一定所得以上
生活 保護	保護者収入 80万円以下	保護者収入 80万円超	市町村民税 3万3千円 未満 (所得割額)	市町村民税 3万3千円 以上 23万5千円 未満 (所得割額)	市町村民税 23万5千円 以上 (所得割額)
自己 負担 0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	負担上限額設定なし 重度かつ継続※1 負担上限月額 5,000円		
			負担上限月額 10,000円		
			負担上限月額 20,000円 ※2		

2 精神医療審査会

精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するため、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、専門的かつ独立的な機関として審査を行う精神医療審査会を設置している。

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。

<対象者>

何らかの精神疾患（てんかん、発達障害などを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としている。

対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれる。

- ・統合失調症
- ・うつ病、そううつ病などの気分障害
- ・てんかん
- ・薬物やアルコールによる急性中毒又はその依存症
- ・高次脳機能障害
- ・発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
- ・その他の精神疾患（ストレス関連障害等）

ただし、知的障害があり、上記の精神疾患がない方については、療育手帳（愛護手帳）制度があるため、手帳の対象とはならない。（知的障害と精神疾患を両方有する場合は、両方の手帳を受けることができる。）

また、手帳を受けるためには、その精神疾患による初診から6ヶ月以上経過していることが必要になる。

<等級>

手帳は1級から3級までとなる。

4 精神科救急医療システム整備事業

目的

緊急な医療を必要とする全ての精神障害者等が、迅速かつ適切な医療を受けられるように、夜間、休日の精神科救急医療体制を確保することを目的とする。

内容

夜間（午後5時から翌日午前9時）・休日（午前9時～午後5時）において緊急に精神科医療を必要とする方を対象に、適切な医療を確保するため、二次医療圏ごとに病院群輪番制による精神科救急医療体制を整備する。

当県における体制

県内6圏域において、21精神科病院による輪番制をとっている。

青森	津軽	八戸	西北五	上十三	下北
つくしが丘病院	弘前愛成会病院	松平病院	つがる総合病院	十和田市立中央病院	むつ総合病院
芙蓉会病院	藤代健生病院	みちのく記念病院	布施病院	十和田済誠会病院	
生協さくら病院	黒石あけぼの病院	湊病院		高松病院	
浅虫温泉病院	聖康会病院	さくら病院		三沢聖心会病院	
		八戸市立市民病院			
		青南病院			

5 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

(1) 根拠・目的について

【根拠】

障害者総合支援法における地域生活支援事業（都道府県必須事業）

【事業目的】

高次脳機能障害とは、外傷性脳挫傷（交通事故、スポーツ事故など）、脳血管障害（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血）、脳腫瘍や脳炎などの原因により脳が損傷を受けた後遺症で、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会適応行動障害などの障害を呈することをいい、本事業は、都道府県に高次脳機能障害者への支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。

支援拠点機関

弘前脳卒中・リハビリテーションセンター（平成21年度～）、メディカルコート八戸西病院（令和元年度～）

2か所の機関を支援拠点機関に指定し、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業を委託している。

(2) 事業内容

実施事業

検討委員会

地域の実態把握、連携確保、事業の実施状況の分析等、総合的な検討を行う。

相談支援事業

支援コーディネーターを配置し、社会復帰支援のための相談支援、関係機関との連携調整を行う。

普及・啓発事業

講演・シンポジウムの開催等、普及啓発を行う。

研修事業

関係機関に対する研修等



6 自殺対策事業

(1) いのち支える青森県自殺対策計画の推進

計画の位置付け

- 自殺対策基本法第13条に定める都道府県の自殺対策計画
- 本県の自殺対策を推進するための基本的指針となる総合的な計画

計画の概要

(1) 基本理念

【誰も自殺に追い込まれることのない青森県】

(2) 計画期間

平成30年度～令和5年度(6年間)

(3) 目標値

自殺死亡率 16.6 自殺者数 193人 以下

(4) 推進体制

- 計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを推進
- 知事をトップとする庁内の推進体制を構築し、全庁的に計画の進捗状況を点検、評価する。
- 外部有識者等で構成する「青森県自殺対策連絡協議会」から、毎年度、計画の進捗に関する意見を伺うなど、多様な機関と連携して計画の着実な推進を図る。

基本施策

全国的に推進する必要のある施策

- 市町村等への支援の強化
- 地域におけるネットワークの強化
- 自殺対策を支える人材の育成
- 住民への啓発と周知
- 生きることの促進要因への支援
- 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進

重点施策

県の課題に対応し重点的に推進する施策

- 高齢者対策
- 生活困窮者対策
- 勤務・経営問題対策
- 子ども・若者対策

生きる支援関連施策

自殺対策に関連した県の事業・取組

自殺総合対策大綱の重点施策12項目に合わせて整理

(2) 事業内容

1. 県民のこころの健康確保のための重点対策事業【重点事業(R3~)】

1. コロナウイルスの影響で悩みを抱えた方々に必要な情報が届く体制を構築
 - ・メディアを活用した普及啓発
悩みを抱えた方々が、既存の相談窓口に繋がるよう、必要な情報が届く体制を構築する。
 - ・薬局を活用した普及啓発
 - ・民間団体による県民への普及啓発活動
コロナ禍の心の健康の必要性を考慮した、対面型の普及啓発を民間団体に委託する。
2. 市町村自殺対策推進の支援
 - ・市町村等自殺対策担当者連絡会
県全体のネットワークの強化を図る。
 - ・自殺対策ネットワーク連絡会
二次医療圏毎のネットワークの強化を図る。
 - ・中核市等自殺対策情報交換会
人口規模の大きい中核市に特化した取組の検討
3. 中小企業関係者向けゲートキーパー育成研修

2. 地域自殺対策強化事業

1. 生活と健康をつなぐ法律相談
2. あおもりいのちの電話相談事業費補助
3. 自殺防止対策取組検証事業（人口動態統計の集計・分析、こころの健康等に関する調査等）
4. ゲートキーパー育成事業（介護支援専門員協会）

3. 心のヘルスアップ事業

1. いのち支える青森県自殺対策推進本部会議の開催
知事をトップに府内の関係部局長で構成する本部会議を設置し、いのち支える青森県自殺対策計画の進捗評価を行う。
2. 青森県自殺対策連絡協議会の開催
県内の関係機関・団体が連携し、総合的な自殺予防対策の推進を図る。

4. 青森県自殺対策推進センター事業

障害福祉課と県立精神保健福祉センターが機能を分担

障害福祉課：自殺対策計画策定、市町村計画策定支援、連絡調整会議等を実施

県立精神保健福祉センター：相談・研修会講師・技術指導、自死遺族のつどい・相談、関係者研修等を実施

31

7 青森県ひきこもり地域支援センター事業

(1) 目的

【経緯】

国では、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、平成21年度から都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めており、青森県では平成28年6月に、県立精神保健福祉センターに「青森県ひきこもり地域支援センター」を設置した。また、利用者の利便性を考慮し、県民福祉プラザ内にサテライトを設置し、電話相談、来所相談に対応している。

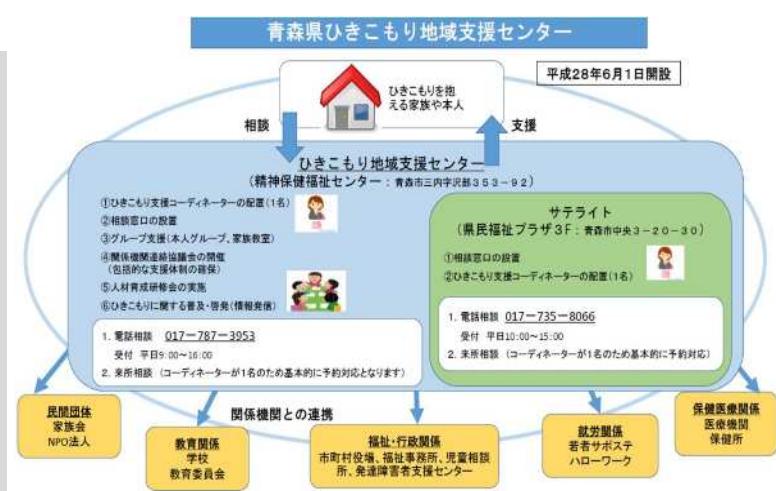
【事業目的】

ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談に応じ適切な助言を行うとともに、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策に必要な情報を広く提供することにより、ひきこもり状態にある本人の自立を促進する。

(2) 事業内容

実施事業

1. 相談支援
本人及び家族等からの相談対応や、地域に出向いての相談会の実施
2. グループ等支援
対人交流等を通じて社会参加の促進を促す本人グループ（ひきこもりほっと・ステーション）、家族同士の話し合い、精神科医による講義や情報提供等を行う家族教室（青年期ひきこもり家族教室）を開催
3. 連絡協議会
ひきこもり支援に関わる関係機関を構成員とする連絡協議会の開催
4. 研修会
ひきこもりに対する支援方法等の研修の実施
5. 普及啓発
センター利用の広報、ひきこもり支援に関する情報発信



8 医療的ケア児支援対策事業

(1) 青森県小児在宅支援センター事業

目的

医療的ケアを要する子どもやその家族が、県内どこに住んでいても安心して生活ができる、充実した医療、福祉、保育、教育等を受けられる環境を整備するため、医療機関からの在宅移行支援や学校・保育園・福祉事業所等受入支援等に関する県内支援機関の相談・支援、医療的ケア児とのその家族の相談・支援及び情報提供を行うほか、支援機関の人材育成等を実施し、県内の医療的ケア児支援体制の充実発展を目指す。

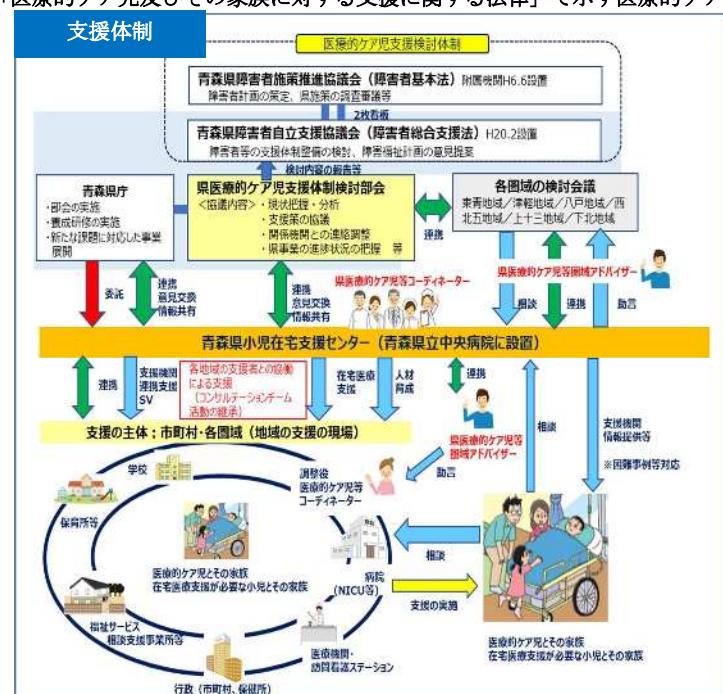
なお、青森県小児在宅支援センターは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」で示す医療的ケア児支援センターに位置付ける。

組織体制 青森県立中央病院に委託

6名（医師2名、看護師2名、医療ソーシャルワーカー1名、事務員1名）

役割

- 1 アウトリーチに対応した相談・支援
 - (1) 支援機関連携支援・スーパーバイズ
 - (2) 在宅医療支援
 - (3) 医療的ケア児とその家族の相談支援等
- 2 人材育成
 - (1) 小児在宅サポーター勉強会
 - (2) コーディネーターフォローアップ研修会
- 3 現状把握・分析
 - (1) 医療的ケア児（及びその家族）実態調査
 - (2) 医療的ケア児の把握、地域の課題・評価・分析等
 - (3) 医療的ケア児支援リソースの現状把握・分析等



33

(2) 医療的ケア児支援体制図



第8章 障害福祉課 事業概要

第1表 障害支援区分認定に係る市町村審査会の設置状況（令和5年3月31日現在）

圏域名	広域組織名等	審査会設置年月日
青森地域	青森市	H18. 4. 1
津軽地域	津軽広域連合	H18. 4. 1
八戸地域	八戸市	H18. 7. 1
西北五地域	つがる西北五広域連合	H18. 4. 1
下北地域	下北圏域障害支援区分認定審査会	H18. 6. 30
上十三地域	上北地方教育・福祉事務組合	H18. 7. 1

第2表 障害支援区分ごとの障害福祉サービス利用者数（令和5年3月31日現在）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
利用者数	189	1,926	2,551	2,813	2,697	3,966	14,142

第3表 障害者介護給付費等不服審査会における裁決の状況（令和5年3月31日現在）

審査請求件数	取り下げ件数	裁決件数	次年度繰越		
			却下	認容	棄却
2	0	0	0	0	2

第4表 青森県が所管する障害福祉サービス等の事業所数（令和5年4月1日現在）

	種別	事業所数	
介護給付	居宅介護	201	
	重度訪問介護	188	
	同行援護	47	
	行動援護	34	
	療養介護	0	
	生活介護	111	
	短期入所	67	
	重度障害者等包括支援	0	
	施設入所支援	40	
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	4	
	自立訓練（生活訓練）	20	
	自立訓練（生活訓練（宿泊型））	4	
	就労移行支援	18	
	就労継続支援（A型）	43	
	就労継続支援（B型）	153	
	就労定着支援	5	
	自立生活援助	1	
	共同生活援助	介護サービス包括型	101
		外部サービス利用型	19
		日中サービス支援型	4
相談支援	地域移行支援	40	
	地域定着支援	40	
合 計		1,140	

第5表 更生医療の給付延件数と更生医療負担額

年度	延件数	更生医療負担額（千円）
30	53,867	2,686,507
R元	55,402	2,720,694
R2	56,389	2,723,952
R3	54,392	2,696,429
R4	56,583	2,566,634

第6表 障害福祉サービス事業者等の集団指導及び実地指導の実施状況（令和4年度）

	集団指導	実地指導
実施事業者数	333（書面開催）	58

第8章 障害福祉課 事業概要

第7表 青森県地域生活支援事業実績（令和4年度）

事業名	実施主体	実施状況
1. 障害者社会参加推進センター運営事業	県 ((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	事業内容：「障害者110番」運営事業ほか、障害者社会参加推進事業の実施に対する協力等を行う。
2. 「障害者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置し（相談員2人配置）、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。4年度相談件数：532件
3. 相談員活動強化事業	①県 ((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託) ②県 ((一社)青森県手をつなぐ育成会に委託)	①身体障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、八戸市、むつ市 実施回数及び参加人員：延4回、延65人 ②知的障害者相談員研修 オンライン開催 実施回数及び参加人員：56人
4. スポーツ教室開催事業	県 ((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	事業内容：視覚障害者スポーツ教室、ボウリング教室、健康教室等 4年度参加人員 計500人
5. スポーツ大会開催事業		青森県障害者スポーツ大会 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
6. スポーツ指導員養成事業		初級スポーツ指導員養成研修会開催 25人 中級スポーツ指導員養成研修会派遣 2人 上級スポーツ指導員養成研修会派遣 落選
7. 字幕入りビデオライブラリー貸出事業	県((一社)青森県ろうあ協会及び(社福)聴力障害者情報文化センターに委託)	利用登録者数：313人、29団体 貸出件数：318件
8. 指定居宅介護事業者情報提供事業	県 ((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	事業内容：障害者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。
9. 在宅視覚障害者点字指導事業	県 ((一社)青森県視覚障害者福祉会に委託)	在宅の重度視覚障害者（主に中途失明者）に点字の指導を行う。令和4年希望者なし。
10. 視覚障害者コミュニケーション支援事業		「目の見えない方、見えにくい方のための福祉展」開催
11. 盲女性家庭生活訓練事業	県 ((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人数：延べ3回、延べ17人
12. 盲青年等社会生活教室開催事業	県 ((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	実施方法：オンライン 実施回数及び参加人数：1回、15人
13. 手話講習会事業	県 ((一社)青森県ろうあ協会に委託)	実施地区：青森市、弘前市、八戸市、三沢市、田子町、黒石市、つがる市、十和田市、田舎館村、深浦町 実施回数及び参加人員：延51回、延486人
14. オストメイト社会適応訓練事業	県 ((一財)青森県身体障害者福祉協会に委託)	実施地区：青森市、八戸市 実施回数及び参加人員：2回、80人
15. 音声機能障害者発声訓練事業		実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延68回、延319人
16. 音声機能障害者指導者養成事業		新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
17. 点訳奉仕員養成事業	県((一社)青森県視覚障害者福祉会に委託)	点訳奉仕員5人養成
18. 音訳奉仕員養成事業		音訳奉仕員5人養成
19. 要約筆記者養成事業	県 ((一社)青森県ろうあ協会に委託)	講座I：41時間（全10回）11人修了 講座II：43時間（全10回）3人修了
20. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間（全23回） 11人修了 基礎課程：45時間（全23回）9人修了
21. 手話通訳者養成事業		通訳I：53時間（全19回）9人修了 通訳II：50時間（全16回）8人修了 通訳III：16時間（全5回）3人修了
22. 手話通訳者設置事業	県 ((一社)青森県ろうあ協会に委託)	設置場所：県障害福祉課（1人） 青森県聴覚障害者情報センター（2人）
23. 手話通訳者等指導者養成研修	県 ((一社)青森県ろうあ協会に委託)	手話指導者研修会 参加者33人 要約筆記者養成担当講師研修会 参加者7人
24. サービス提供者情報提供等事業	県 ((一社)青森県ろうあ協会に委託)	件数 県内0件、県外0件
25. 障害者権利擁護事業	県 ((社福)青森県社会福祉協議会及び(公社)青森県社会福祉士会に委託)	事業内容：障害者虐待の通報等への対応などを行う 障害者権利擁護センターの運営や困難事例の専門職への相談支援体制の整備を行う。 相談・問合せ等件数 64件 障害者虐待防止・権利擁護研修 (新型コロナウイルス感染防止対策のため、動画配信により実施) 専門職チームの派遣回数 0回

第8章 障害福祉課 事業概要

第8表 市町村地域生活支援事業実績（令和4年度）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	実施事業数	
	理解促進研修・啓発	自発的活動支援	基幹相談支援センター等機能強化	住宅入居等支援	成年後見制度利用支援	成年後見制度法人後見支援	意思疎通支援	日常生活用具給付等	手話奉仕員養成研修	移動支援	地域活動支援センター機能強化	日常生活支援	社会参加支援	就業・就労支援	促進事業	
青森県全体	9	3	25	2	18	1	25	40	18	32	27	33	8	3	19	263
東青地区	青森市	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	平内町		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	8
	今別町		○				○		○	○	○			○	○	5
	蓬田村		○				○				○			○	○	4
	外ヶ浜町		○				○			○	○				○	5
中弘南黒地区	弘前市	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
	黒石市		○				○	○	○	○	○	○	○	○		8
	平川市		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○		9
	西目屋村						○			○						2
	藤崎町				○		○			○		○			○	6
	大鰐町						○			○	○					4
	田舎館村						○			○		○				3
三八地区	板柳町	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○			8
	八戸市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		11
	三戸町						○	○			○	○		○		5
	五戸町		○				○	○		○	○	○	○	○	○	8
	田子町		○	○	○		○	○		○	○	○	○	○		9
	南部町		○				○	○		○	○	○	○		○	7
	階上町		○				○	○			○	○				5
西北五地区	新郷村		○				○			○	○					4
	五所川原市			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	つがる市			○			○	○	○	○	○	○	○			8
	鰯ヶ沢町	○					○	○	○	○	○	○	○			8
	深浦町		○	○			○	○	○			○				6
	鶴田町						○	○	○	○	○	○	○			6
	中泊町						○	○	○	○	○	○	○			6
上十二地区	十和田市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	三沢市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	野辺地町		○		○		○			○		○			○	6
	七戸町				○		○			○	○	○	○		○	6
	六戸町						○	○	○	○	○	○	○		○	7
	横浜町				○		○	○		○	○	○	○		○	7
	東北町						○	○		○	○	○	○		○	6
むつ下北地区	六ヶ所村	○					○	○	○	○	○	○	○		○	6
	おいらせ町		○				○	○	○	○	○	○	○		○	6
事業の概要	むつ市	○		○			○	○	○	○	○	○	○		○	10
	大間町		○				○									2
	東通村						○			○		○				3
	風間浦村		○				○			○						2
	佐井村		○				○									2

第8章 障害福祉課 事業概要

第9表 児童福祉法による障害児通所支援事業、障害児入所施設数

(令和5年4月1日現在)

		種 別	事業所数
障害児通所支援	児童発達支援	福祉型児童発達支援センター	10
		児童発達支援	39
	放課後デイサービス		104
	保育所等訪問支援		20
	居宅訪問型児童発達支援		1
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設		8
	医療型障害児入所施設		4
合 計			186

第10表 身体障害者手帳所持状況（各年度3月31日現在、単位：人）

年度別	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
30	3,391 (5.9)	4,920 (8.6)	496 (0.9)	29,044 (51.0)	19,130 (33.6)	56,981 (100.0)
R元	3,354 (5.9)	4,907 (8.7)	501 (0.9)	28,420 (50.1)	19,498 (34.4)	56,680 (100.0)
R2	3,324 (5.9)	4,899 (8.7)	506 (0.9)	27,836 (49.3)	19,846 (35.2)	56,411 (100.0)
R3	3,211 (5.8)	4,764 (8.7)	497 (0.9)	26,788 (48.7)	19,738 (35.9)	54,998 (100.0)
R4	3,190 (5.9)	4,719 (8.7)	502 (0.9)	25,988 (48.0)	19,775 (36.5)	54,174 (100.0)

第11表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数

各年度3月31日現在（単位：人）

等級別 障害別	年度別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	30	1,406	864	201	240	394	286	3,391
	R元	1,405	870	199	242	367	271	3,354
	R2	1,395	877	201	239	352	260	3,324
	R3	1,362	848	194	241	336	230	3,211
	R4	1,355	865	196	237	324	213	3,190
聴覚平衡機能障害	30	85	1,235	572	1,172	20	1,836	4,920
	R元	66	1,207	578	1,200	20	1,836	4,907
	R2	66	1,173	563	1,255	20	1,822	4,899
	R3	63	1,135	546	1,268	20	1,732	4,764
	R4	63	1,099	550	1,323	18	1,666	4,719
音声言語機能障害	30	13	16	319	148	0	0	496
	R元	14	18	319	150	0	0	501
	R2	12	13	327	154	0	0	506
	R3	12	12	322	151	0	0	497
	R4	14	13	317	158	0	0	502
肢 体 不 自 由	30	7,556	6,122	4,840	7,159	2,308	1,059	29,044
	R元	7,417	5,971	4,685	6,963	2,335	1,049	28,420
	R2	7,279	5,858	4,556	6,763	2,346	1,034	27,836
	R3	7,059	5,644	4,352	6,459	2,245	1,029	26,788
	R4	6,894	5,518	4,190	6,199	2,176	1,011	25,988
内 部 障 害	30	12,348	141	2,869	3,772	0	0	19,130
	R元	12,318	156	3,011	4,013	0	0	19,498
	R2	12,337	161	3,159	4,189	0	0	19,846
	R3	12,029	165	3,310	4,234	0	0	19,738
	R4	11,870	169	3,406	4,330	0	0	19,775
計	30	21,408	8,378	8,801	12,491	2,722	3,181	56,981
	R元	21,220	8,222	8,792	12,568	2,722	3,156	56,680
	R2	21,089	8,082	8,806	12,600	2,718	3,116	56,411
	R3	20,525	7,804	8,724	12,353	2,601	2,991	54,998
	R4	20,196	7,664	8,659	12,247	2,518	2,890	54,174
令和4年度 構成比	%	37.3%	14.1%	16.0%	22.6%	4.6%	5.3%	100%

第8章 障害福祉課 事業概要

第12表 愛護手帳交付数（各年度3月31日現在）

区分 年度	総 数 (人)	性 別		児 者 別		障 害 程 度 別	
		男	女	児	者	A(重度)	B(中軽度)
H30	13,171	7,941	5,230	2,466	10,705	5,039	8,132
R元	13,484	8,157	5,327	2,496	10,988	5,132	8,352
R2	13,661	8,285	5,376	2,437	11,224	5,107	8,554
R3	13,865	8,427	5,438	2,411	11,454	5,128	8,737
R4	13,713	8,396 (61.23%)	5,317 (38.77%)	2,400 (17.50%)	11,313 (82.50%)	4,928 (35.94%)	8,715 (64.06%)

※()内は構成比

第13表 発達障害者（児）の支援内容別件数の状況（単位：延件数）

年度\区分	相談支援・発達支援	相談支援・就労支援	普及啓発及び研修
H30	3,657	909	161
R元	3,404	921	133
R2	4,156	695	111
R3	4,567	517	83
R4	4,345	438	110

第14表 精神障害者保健福祉手帳所持状況（各年度末現在）

		H30	R元	R2	R3	R4
支 付 数		12,050	12,237	12,279	12,311	12,331
内訳	1 級	3,873	3,712	3,536	3,357	3,150
	2 級	6,642	6,775	6,868	6,969	7,051
	3 級	1,535	1,750	1,875	1,985	2,130

第15表 精神科病院の状況（令和4年度末現在）

設置主体	独立行政法人 国立病院機構	県	市	広域連合・ 一部事務組合	日本 赤十字社	一般財団法人・ 一般社団法人	医療法人・ 社会医療法人	その他の 法人	個人	計
病院数	1	1	2	2	1	6	10	2	1	26
指定病院数			1 (10)	2 (10)		2 (20)	4 (40)	1 (10)		10 (90)
応急入院 指定病院		1 (1)				1 (5)	4 (4)	1 (1)		7 (11)

()は指定病床数

第16表 精神科病院の病床整備状況（各年度3月31日現在）

種別 年度	病院数	病床数	前年比増減	指定病床数	前年比増減
30	26	4,342	△ 107	90	0
R元	26	4,342	0	90	0
R2	26	4,317	△ 25	90	0
R3	26	4,317	0	90	0
R4	26	4,217	△ 100	90	0

第8章 障害福祉課 事業概要

第17表 入院形態別精神科病院在院状況（各年12月31日現在）

年度\区分	措置入院	医療保護入院	任意入院	その他の入院	計
H30	8	2,148	1,546	0	3,702
R元	10	2,153	1,508	1	3,672
R2	11	2,147	1,451	0	3,609
R3	13	2,158	1,380	4	3,555
R4	18	2,058	1,318	6	3,400

第18表 精神障害者入退院状況（各年度12月31日現在）

種別 年度	前年末在院患者数	入院患者数	退院患者数					本年末在院患者数
			全治	軽快	未治	死亡	計	
H30	3,709	5,944	9	4,825	794	323	5,951	3,702
R元	3,702	5,777	53	4,472	913	369	5,807	3,672
R2	3,672	5,297	35	4,160	843	322	5,360	3,609
R3	3,609	5,395	7	4,181	845	416	5,449	3,555
R4	3,555	5,091	153	3,932	701	460	5,246	3,400

第19表 精神障害者負担区分の状況（県内病院入院者：令和4年12月31日現在）

入院患者数	費用負担区分内訳						
	精神保健福祉法	社会保険各法	国民健康保健法	高齢者医療確保法	生活保護法	自費	その他
3,400 (100%)	18 (0.5)	220 (6.5)	967 (28.4)	1,674 (49.2)	512 (15.1)	0 (0.0)	9 (0.3)

第20表 疾病別精神科病院在院患者数（各年度12月31日現在）

	病名別	H30	R元	R2	R3	R4
F0 症状性を含む器質性精神障害		1,230	1,226	1,277	1,264	1,246
F00 アルツハイマー病の認知症		833	789	817	797	838
F01 血管性認知症		124	117	128	106	117
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害		273	320	332	361	291
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害		165	153	131	115	130
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害		150	139	118	102	116
再掲 覚醒剤による精神及び行動の障害		5	6	6	5	8
アルコール、覚醒剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害		10	8	7	8	6
F2 総合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害		1,764	1,758	1,684	1,620	1,475
F3 気分（感情）障害		281	276	267	277	255
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害		72	77	71	76	58
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群		12	8	10	9	14
F6 成人の人格及び行動の障害		24	29	31	25	22
F7 精神遅滞【知的障害】		75	82	73	79	81
F8 心理的発達の障害		25	19	23	34	38
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害		5	11	5	5	14
てんかん（F0に属さないものを計上）		46	29	26	30	36
その他		3	4	11	21	31
計		3,702	3,672	3,609	3,555	3,400

第8章 障害福祉課 事業概要

第21表 精神保健診察実施状況①

種別 年度	申請、通報件数 A	被診案件数	措置入院件数 B	措置率(%) B/A
H30	91	53	32	35.2
R元	120	59	45	37.5
R2	172	87	63	36.6
R3	170	98	70	41.2
R4	168	109	75	44.6

第22表 精神保健診察実施状況②

種別 年度	前年度末 措置患者数	新規措置者数	措置解除数	年度末 措置患者数
H30	12	36	40	8
R元	8	45	44	9
R2	9	64	57	16
R3	16	67	70	13
R4	13	76	76	13

第23表 措置入院の延件数及び入院費の推移

年度	措置延件数	措置入院費
30	164	39,972千円
R元	180	44,418千円
R2	199	49,899千円
R3	218	47,596千円
R4	222	60,360千円

第24表 青森県精神医療審査会の審査状況（令和4年度）

①定期の報告等

	審査件数	審査結果件数		
		適 当	他の入院形態への 移行が適當	入院継続不要
医療保護入院時の届出	2,886	2,886	0	0
入院中の定期報告	医療保護入院 1,277 措置入院 5	1,277 5	0 0	0 0
計	4,168	4,168	0	0

②退院等の請求

	審査件数	審査結果件数	
		適 当	入院又は処遇は不 適當
退院の請求	15	15	0
処遇改善の請求	0	0	0
計	15	15	0

第25表 精神障害者の公費負担通院延件数と通院医療費の推移

年度	通院延件数	通院医療費
30	345,994	2,979,384千円
R元	353,000	2,875,177千円
R2	357,965	2,802,560千円
R3	367,021	2,805,852千円
R4	375,788	2,750,387千円

第8章 障害福祉課 事業概要

第26表 精神障害者の病名別通院医療受給者数

病名別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件 数	構成比								
F0 症状性を含む器質性精神障害	597	2.6	684	3	579	2.5	898	4	779	3
F1 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	570	2.5	573	2.5	430	1.9	582	2.6	512	2
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	8,026	34.8	7,681	33.5	5,933	25.9	7,797	34.8	7,745	30.2
F3 気分（感情）障害	6,308	27.3	6,122	26.7	5,010	21.9	6,760	30.1	7,062	27.5
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	990	4.3	1077	4.7	850	3.7	1,383	6.2	1,453	5.7
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	30	0.1	41	0.2	34	0.1	52	0.2	50	0.2
F6 成人の人格及び行動の障害	161	0.7	154	0.7	135	0.6	185	0.8	158	0.6
F7 精神遅滞【知的障害】	507	2.2	493	2.2	377	1.6	574	2.6	604	2.4
F8 心理的発達の障害	489	2.1	545	2.4	478	2.1	838	3.7	1024	4
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び詳細不明の精神障害	91	0.4	89	0.4	65	0.3	85	0.4	67	0.3
てんかん（F0に属さないものを計上）	2,067	9	2,038	8.9	1,690	7.4	2,212	9.9	2,260	8.8
その他の精神障害	3,250	14.1	3,410	14.9	2,672	11.7	1,067	4.8	3,938	15.4
合 計	23,086	100	22,907	100	18,253	100	22,433	100	25,652	100

第27表 精神保健福祉の一般相談指導（令和4年度）

保健所名	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	計
定期相談会数	2	13	6	12	7	4	44
延件数	165	532	104	98	187	55	1,141

第28表 保健所等別精神保健福祉相談員数（令和4年度）

保健所等名	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	精神保健 福祉センター	計
人 数	6	11	8	5	9	7	2	48

第29表 精神保健福祉に係る保健所別訪問指導実績（令和4年度）（延件数）

	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	計
一般 (アルコールを含む)	61	57	62	79	37	59	355

第30表 心の健康づくり事業実施状況（令和4年度）

保健所名	東	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	計
開催回数（回）	0	0	2	2	3	0	7
受講人員（人）	0	0	52	52	230	0	334

第8章 障害福祉課 事業概要

第31表 精神科救急医療の対応件数（令和4年度）

総 数	電話相談	外来受診	入 院
1,649	1,029	354	266

第32表 高次脳機能障害の相談支援状況（令和4年度）

合計	相談数（実数）	
	本人	家族・その他
728件（97）	480件（32）	153件（83）

第33表 精神障害者家族会の設立状況（単位家族会）（令和5年3月31日現在）

区分 保健所	青森	弘前	八戸	五所川原	上十三	むつ	計
箇所数	7	7	4	5	4	3	30

第34表 自殺の死亡数・死亡率の推移

区分	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
青森県	男性	188	31.8	149	25.6	170	29.0	209	36.5	
	女性	71	10.7	60	9.1	68	10.5	75	11.7	
	総数	259	20.6	209	16.9	238	19.3	284	23.4	242 20.2
	順位	2		17		4		1		5
全国	男性	13,851	22.9	13,668	22.7	13,588	22.6	13,508	22.6	
	女性	6,180	9.7	5,757	9.1	6,655	10.5	6,783	10.8	
	総数	20,032	16.1	19,425	15.7	20,243	16.4	20,291	16.5	21,238 17.4

※令和4年は人口動態統計概数

第35表 職種別ゲートキーパーの育成人数（単位：人）

	～令和3年度	令和4年度
医師	124	
看護師	407	
介護支援専門員	1,173	118
司法書士	83	
薬剤師	1,856	
歯科医師	388	
理容師	335	
弁護士	33	
教職員等	449	
中小企業関係者	—	35
その他	189	

第8章 障害福祉課 事業概要

第36表 特別障害者手当等受給人員、金額（単位：人、千円）

年 度	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当（経過措置分）	
	人 員 (月平均)	金 額 (年 間)	人 員 (月平均)	金 額 (年 間)	人 員 (月平均)	金 額 (年 間)
H30	1,859	600,308	893	156,908	40	7,056
R元	1,817	592,126	905	160,209	39	6,778
R2	1,797	589,351	913	163,010	36	6,422
R3	1,855	608,920	891	159,127	35	6,250
R4	1,870	613,045	884	157,685	32	5,749

第37表 重度心身障害者の医療費助成金額等

年 度	受給者証交付数	医療費給付金額（千円）	県補助金額（千円）
H30	19,085	1,483,248	739,126
R元	17,819	1,438,858	718,473
R2	17,604	1,323,063	661,219
R3	16,943	1,319,298	659,175
R4	16,576	1,266,374	633,008

第38表 心身障害者扶養共済制度加入数及び年金等支給状況（各年度3月31日現在）

区分 年度	加入者 総 数			知 的 障 害 者			身 体 障 害 者			そ の 他	年 金 受 給 者	弔 慰 金 受 給 者	
	男	女	計	重 度	中・輕 度	計	一 級	二 級	三 級	計			
H30	326	197	523	167	204	371	58	55	10	123	29	596	4
R元	312	191	503	158	198	356	56	52	10	118	29	601	7
R2	284	176	460	148	175	323	52	45	9	106	31	622	6
R3	259	157	416	138	149	287	50	39	9	98	31	636	5
R4	246	143	389	132	140	272	48	31	8	87	30	628	7

第8章 障害福祉課 事業概要

第44表 聴覚障害者情報センター聴覚障害者用録画物（ビデオ・DVD）貸出数

年度	趣味・教養	記録・報道	教育・教材	映画・ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能・娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
H30	20	26	1	40	1	17	0	0	3	1	1	0	0	110
R元	16	17	0	11	0	18	0	0	0	3	0	0	2	67
R2	12	16	11	33	4	12	0	0	1	10	0	12	4	115
R3	21	14	8	53	2	4	0	3	3	28	0	8	14	158
R4	31	102	15	114	8	18	0	0	3	14	0	4	9	318

第45表 聴覚障害者情報センター聴覚障害者用録画物（ビデオ・DVD）所有数

	趣味・教養	記録・報道	教育・教材	映画・ドラマ	健康	子ども・アニメ	文字放送番組	スポーツ	芸能・娯楽	手話	手話付き番組	手話学習用	その他	計
本数	349	742	203	1,240	124	378	0	0	96	70	6	40	77	3,325

第46表 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館利用者数

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
H30	1,353	60	281	4,949	1,595	2,238	4,667	15,143
R元	1,359	102	174	4,939	1,389	2,289	3,781	14,033
R2	843	76	62	3,974	887	2,143	650	8,635
R3	752	42	48	2,928	477	1,599	168	6,014
R4	785	59	136	3,423	730	1,995	320	7,448

第47表 障害福祉関係予算の比較（単位：千円）

	令和5年度 当初予算	令和4年度 当初予算	対前年度比較	
			増減額	増減率(%)
一般会計 障害福祉課予算	18,699,545	18,985,845	△ 286,300	-1.5%
健康福祉部予算額	172,026,717	167,756,883	4,269,834	2.5%
健康福祉部予算額に占める障害福祉課予算(%)	10.9%	11.3%	—	—
特別会計 医療療育センター会計	2,019,317	2,017,197	2,120	0.1%